

狂犬病予防法施行令及び地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令等の施行について

平成7年2月6日 衛乳第15号
各都道府県知事・各政令市長・各特別区長あて
厚生省生活衛生課長通知

狂犬病予防法施行令及び地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（以下「改正政令」という。）及び狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）が平成7年1月25日政令第10号及び平成7年2月6日厚生省令第2号をもってそれぞれ公布され、狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号。以下「施行令」という。）、狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号。以下「施行規則」という。）等の一部が改正されたので、左記事項に留意の上、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

第1 改正の趣旨

許可、認可等の整理及び合理化に関する法律（平成6年法律第97号）により、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「法」という。）の一部が改正されたことに伴い、施行令及び施行規則等の一部を改正し、犬の登録に関する手続等について所要の規定の整備を行ったものであること。

第2 改正の内容

1 狂犬病予防法施行令の一部改正（改正政令関係）

(1) 登録の消除

法第4条第4項の規定に基づき、登録を受けた犬の所有者から、犬が死亡した旨の届出があったときは、都道府県知事又は保健所を設置する市の市長（以下「都道府県知事等」という。）は、その犬の登録を消除しなければならないものとされたこと。（施行令第2条）

(2) 登録の変更等

① 法第4条第4項の規定に基づき、犬の所有者から、犬の所在地その他厚生省令で定める事項を変更した旨の届出又は同条第五項に基づき犬の所有者の変更があった旨の届出があったときは、都道府県知事等は、当該登録を変更しなければならないものとされたこと。（施行令第2条の2第1項）

② 法第4条第4項の規定に基づき、犬の所有者から、当該都道府県知事等の管轄する区域以外の区域から当該都道府県知事等の管轄する区域内に犬の所在地を変更した旨の届出があったときは犬の所有者に、犬の旧所在地を管轄する都道府県知事等が交付した鑑札と引換えに鑑札を交付するとともに、犬の旧所在地を管轄する都道府県知事等に通知しなければならないものとされたこと。（第2条の2第2項）

③ ②の通知を受けた都道府県知事等は、当該通知をした都道府県知事等に、その犬の原簿を送付しなければならないものとされたこと。(施行令第2条の2第3項)

2 地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令の一部改正関係(改正政令第2条関係)

地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律(平成6年法律第84号)附則第12条の規定により、特別区の区長が管理し、及び執行することとされている事務のうち、当分の間都知事が管理し、及び執行する事務として犬の登録の変更等に関する事務を追加する等所要の規定の整備が行われたこと。

3 狂犬病予防法施行規則の一部改正(改正省令関係)

(1) 登録の申請

法第4条第1項の規定に基づき登録の申請をしようとする者が、提出すべき申請書の記載事項から犬の体格を削除する等所要の規定の整備が行われたこと。(施行規則第3条関係)

(2) 変更の届出をすべき事項

法第4条第1項の規定に基づき変更の届出をすべき厚生省令で定める事項が犬の所有者の氏名及び住所とされたこと。(施行規則第7条関係)

(3) 犬の死亡の届出

① 法第4条第4項規定に基づき、犬の死亡の届出をしようとする者は、次に掲げる項を記載した届出書を提出しなければならないものとされたこと。(施行規則第8条第1項関係)

ア 死亡した犬の死亡の当時における所有者の氏名及び住所

イ 登録年度及び登録番号

ウ 死亡の年月日

② ①の届出書には、鑑札及び注射済票を添付しなければならないものとされたこと。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。(施行規則第8条第2項関係)

(4) 登録事項の変更の届出

法第4条第4項又は同条第5項に基づき、登録事項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならないものとされたこと。(施行規則第9条関係)

ア 所有者の住所及び氏名

イ 登録年度及び登録番号

ウ 変更した事項(当該事項に係る新旧の対象を明示すること。)

(5) 狂犬病の犬の届出事項

法第8条第1項の規定に基づき、獣医師又は犬の所有者が保健所長に届け出るべき事項は、その犬の所有者の氏名及び住所、登録年度及び登録番号並びに犬の体格とされたこと。

4 施行期日等

- (1) 施行期日（改正政令附則第1項、改正省令附則第1項関係）

この政令及び省令は、平成7年4月1日から施行すること。

- (2) 地方公共団体手数料令の一部改正（改正政令附則第2項関係）

地方公共団体手数料令（昭和30年政令第330号）第1条第1項第七二号に定める犬の登録手数料の上限額が一頭につき2200円から3000円に、同項第七三号に定める犬の鑑札の再交付手数料の上限額が900円から1600円にそれぞれ改正されたこと。

第3 運用上の注意事項

1 登録制度の改正により、登録及び狂犬病予防注射の実施率の低下等狂犬病予防対策に支障が生じることのないよう、犬の所有者に対して、この新制度の内容及び狂犬病の危険性を周知徹底すること。

なお、この広報に当たっては、関係市町村及び獣医師会の協力を得て行うこととされたいこと。

2 登録制度の改正に伴い、犬の登録原簿の管理が重要になることから、登録事務のコンピューター化を講じる等により、当該事務の迅速化及び適正化を図られたいこと。

3 犬の登録手数料等については、改正後の登録事務に要する経費を勘案し改正したものであり、犬の登録手数料を改正する場合にあっては、各都道府県等の登録事務に要する経費の実費を勘案し定めることとされたいこと。